

# 栄町第6次総合計画策定方針

令和7年5月

## 1. 計画策定の趣旨

総合計画は、町政運営の基本となるもので、長期的な展望に立って町の目指すべき将来像を描き、その将来像を実現するための方針を基本理念として定めています。

また、基本となる政策と推進するための施策を総合的・体系的にまとめた町の最上位計画です。

当町では、平成31年(令和元年)度に「第5次総合計画基本構想及び前期基本計画」を、令和5年度に「第5次総合計画後期基本計画」を策定し、将来像の実現に向けてまちづくりを進めてきました。

第5次総合計画後期基本計画が令和8年度に終了することから、社会経済情勢等を踏まえ、令和6年度に策定した栄町人口ビジョンで掲げる目標人口16,000人(2045年)の達成に向けて、目指すべき将来の姿を示し「町民がいつまでも住み続けたい」、「若い世代や町外の人からは住みたい」と思われるまちを基本とし、それを実現するための「まちづくりの指針」として令和9年度を始期とする第6次総合計画を策定します。

## 2. 社会的状況と課題

第5次総合計画期間中における社会情勢は、少子高齢化による急速な人口減少、異常気象による激甚化・頻発化する大規模災害、国際情勢による原油価格や物価の高騰など生活や経済に影響を与えてきました。

また、コロナ禍を経て急速に進むデジタル化を背景に価値観や働き方などに対する意識も変化しつつあり、社会情勢は大きく変化しています。

当町においては、依然として少子高齢化や人口減少が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来人口を基に町で推計したところ、概ね20年後の令和27年には将来人口が12,399人程度まで減少すると見込まれています。

特に若い世代をはじめとした人口の流出が顕著であり、この状況は労働人口の減少を招き、地域経済や産業の衰退、地域活力の低下、公共インフラや社会保障費の維持にも様々な面で影響が懸念されるため、人口流出の抑制は重要な課題となっています。

加えて、地球温暖化などの影響による気候変動に伴い、激甚化する自然災害や、今後想定される首都圏直下型地震、南海トラフ地震など、町民の安全安心な暮らしの確保も喫緊の課題となっています。

一方、近隣では千葉ニュータウン方面に物流センターやデータセンターの建設が進められ、成田空港の更なる機能強化及び新しい空港構想の実現に向けた検討が開始されています。

また、広域的な交通網として、主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスが令和6年3月に全線開通したほか、北千葉道路の整備促進や若草大橋延伸線が千葉県の調査対象路線として位置付けられるなど、広域交通ネットワークの形成が進められているところです。

これからのまちづくりは、社会情勢等による課題に適切に対応し、町民の安全安心な暮らしを確保するとともに、近隣の大型プロジェクトをラストチャンスと捉え、本町の将来的な地域の産業や経済の活性化を図ります。

そして、雇用機会の創出や、人口の増加などへの取組みを強力に推進し、将来にわたって持続可能なまちの実現に取り組むことがより一層求められます。

さらに、近年では社会的価値のあり方についても変化が生じており、経済的な豊かさだけでなく、SDGs（持続可能な開発目標）やウェルビーイングといった「豊かさ」や「幸福度」を高めることが求められています。そのため、町民のウェルビーイングの向上を目指して取り組んでいきます。

### 3. 計画にあたっての基本的な考え方

第6次総合計画では、栄町人口ビジョンで示す2045年時点で人口16,000人の達成を長期的な目標に見据え、前半8年間の政策の体系を示すこととします。

また、本計画は、社会的状況や課題への適切な対応と令和7年3月に行った「栄町こどもまんなか」宣言の趣旨を踏まえ、未来を支えるすべてのこどもたちを社会全体で支え育む、こどもまんなか社会の実現などを通じ、「持続可能なまち」をつくる決意をもって、栄町総合戦略地域ビジョンである「すべての人々が幸せを感じられるあたたかいまち」をつくり、住み続けたいまち・住んでみたいまち、そして町民や若い世代から選ばれる町をつくるための計画とします。

#### (1) 町民の意見を反映した計画

総合計画は、町民と町が共通の目標を持ってまちづくりを進めていくため、幅広い年代の意見を施策に取り入れ、わかりやすい表現に努めた計画づくりを行います。

なお、こどもまんなか宣言を受け、こどもや若い世代の意見も施策に反映させていただきます。

#### (2) 町民のウェルビーイングの向上を目指した計画

従来の統計データに基づいた客観的な視点に加え、暮らしやすさなどの主観的な視点を持ってすべての町民のウェルビーイングの向上を目指した計画づくりを行います。

#### (3) 持続可能な行財政運営ができる計画

社会情勢の変化や町の課題を的確に見極め、短期的な施策と中長期的な視点での持続可能なまちを目指した施策を効果的に組み合わせ、将来の収入と支出のバランスがとれた財政運営が確保できる計画づくりを行います。

#### (4) 実効性のある計画

限られた予算・資源のもとで政策効果を最大限に発揮させるため、EBPM（証拠に基づく政策立案）の手法を取り入れた成果指標を設定し、PDCAサイクルによる進捗及び効果検証をしたうえで、施策や事業の優先度の選定や改善を進め、実効性のある計画づくりを行います。

なお、重点となる横断的な取組みについては、政策と成果の因果関係を論理的に明示するロジックにて政策を検討していきます。

#### ※ウェルビーイングとは

身体的・精神的に健康だけでなく、社会的にも満たされた幸福な状態をいいます。

## 4. 計画の構成と期間

第6次総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つの計画で構成します。

### (1) 基本構想

基本構想は、本町の現状と課題を明らかにするとともに、まちづくりの基本理念とあるべき姿（将来像）、また、これらを実現するための施策の基本目標と大綱を定めるものです。

令和9年度を初年度とし、令和16年度を目標年次とする8年間とします。

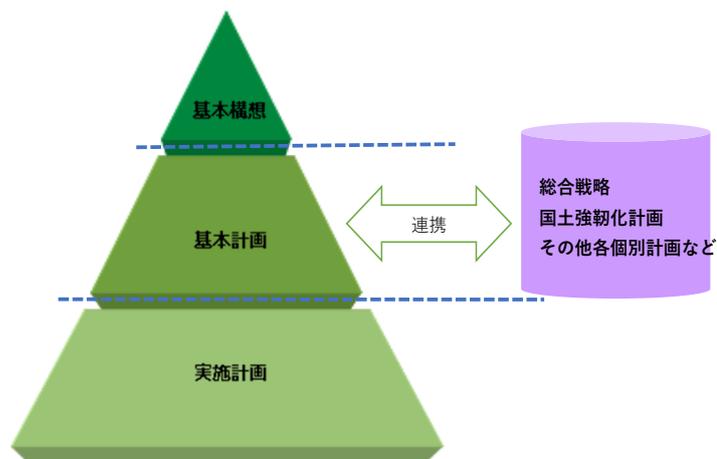
### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる町の将来像を実現するために、基本構想に従って具体的な施策を定めるもので、それらの施策を推進するための指針となるものです。基本構想期間の8年間で前期・後期に分け、各4年間とします。

### (3) 実施計画

基本計画を計画的かつ戦略的に推進していくための実行計画で事業の優先度を明確にし、基本計画に基づき実施する施策の具体的な事業内容を示すものです。

毎年度見直しを行うローリング方式により行うものとします。



■総合計画と総合戦略の計画期間

	令和7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
次期計画策定		第6次総合計画									
		前期基本計画				後期基本計画					
		実施計画				実施計画					
		実施計画				実施計画					
		実施計画				実施計画					
	第3次総合戦略				第4次総合戦略						
				次期策定						次期策定	

## 5. 計画の策定体制

第6次総合計画は、次の体制で策定します。

### (1) 町民の意見反映

町民の意見については、意識調査、タウンミーティング、パブリックコメントなど様々な方法によりご意見を聴取し、計画に反映させます。

### (2) 政策審議会

町長の諮問に応じ、総合計画の策定について必要な調査・審議を行います。

### (3) 議会

計画の策定過程において情報提供や説明を行います。なお、基本構想については栄町議会の議決すべき事件を定める条例に基づき議会の議決が必要です。

### (4) 庁内体制

総合計画の策定にあたっては、町長をはじめすべての職員が町民の立場に立って計画策定に参加する必要があることから、全庁的な策定体制を構築します。

#### ①総合計画策定本部

政策会議メンバーで構成し、総合計画策定の最高意思決定機関として基本構想・基本計画の策定を行います。

#### ②幹事会（課長会議）

各課等の長で構成し、総合計画策定に関し各課等との調整及び協議を行います。

#### ③若手職員のワーキンググループ

各課等の若手職員で構成し、基本計画策定時に重点となる横断的取組みなど、構成要素となる意見を聴取し、反映します。

#### ④策定推進員

基本計画策定時に推進員を設置します。

## 6. 策定までのスケジュール

第6次総合計画を構成する基本構想及び基本計画は、次のスケジュールにより進めます。

### ①基本構想

令和8年3月に基本構想案を議会に提出します。

### ②基本計画

令和9年3月を目途に基本計画を策定し公表します。